委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	福祉部子ども未来局児童クラブ課
委託業務名	大津市立児童クラブ間食提供業務
委託業務場所	市内38か所の大津市立児童クラブ
概 要	児童クラブ入所児童に対する間食の献立作成、食材料調達及び調理加工、配送並びに回収業務
契約期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約金額	間食:1食あたり125円 お茶:1袋あたり690円
契約の相手方	〔所在地〕大津市別保三丁目11番35号 〔名 称〕株式会社 大津給食センター
契約相手方の 選 定 理 由	当該事業は児童クラブ課が主体となり実施する事業であるが、事業内容の中核である調理等の業務を事業者に委託するため、児童クラブ課と事業者が協働して事業を実施していくことが必要である。また、本事業の性質は、どの事業者が業務を行っても同一の結果が得られるものではないため、公募型プロポーザル方式を採用し企画提案書の提出を求め、プレゼンテーションを開始し、審査委員会にて業者決定した。
根拠規定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。